

くらしの情報

問い合わせ（市外局番093）

役場・教育委員会	☎ 223-0881 (代)	山鹿公民館	☎ 223-1892
町民会館	☎ 223-0731	芦屋東公民館	☎ 222-1981
芦屋中央病院	☎ 222-2931	総合体育館	☎ 222-0181
中央公民館	☎ 222-1681	芦屋釜の里	☎ 223-5881
図書館	☎ 223-3677	芦屋歴史の里	☎ 222-2555

掲載の催しなどは、新型コロナウイルスの感染拡大の状況によって、変更・中止となる場合があります。

募集

芦屋町ブランド認定の商品を募集します

町の豊かな自然や文化などに育まれてきた素材や、優れた技術から生みだされた商品の魅力を町内外へ発信するため、今年度から芦屋町ブランド認定制度を開始します。その認定対象となる商品を、次のとおり募集します。

※認定された商品の中から金賞を選定します。

▽期間 10月16日(金)～11月30日(月)

▽対象 町内の事業者が生産した商品または芦屋町産の原材料を含む商品であること

▽申し込み 芦屋町ブランド認定申請書（両面）に記入のうえ、商工観光係へ提出

※郵送の場合は、当日消印有効です。
※申請書は、産業観光課窓口、商工会、観光協会に設置しています。また、町ホームページからダウンロードできます。

▽選定結果 令和3年2月ごろに

結果通知書を発送

▽問い合わせ 商工観光係（☎223局3542）

おんが創業・経営塾の受講者募集

実践豊富な講師陣が、そのノウハウを生かし創業のポイントをわかりやすく指導します。独立開業を目指す人、起業に関心のある人、創業しようか迷っている人、創業して間もない人、経営の悩み・課題を解決したい人は参加してみてください。



▽とき・ところ ①11月9日(月)・水巻町商工会 ②12月6日(月)・岡垣町商工会 ③令和3年1月18日(月)・芦屋町商工会 ④2月7日(月)・遠賀町商工会

※時間はいずれも午後1時～6時

▽内容 創業に必要な経営、販路開拓、財務、人材育成の4つの基礎知識の学習

※詳細は問い合わせてください。

▽定員 各15人(先着順)

▽申し込み・問い合わせ おんが創業支援協議会事務局（遠賀信用金庫業務部地域貢献課 ☎281局1505）

自衛官候補生募集

▽申込期限 11月10日(火)まで

▽受験資格 18歳以上33歳未満の日本国籍の人

▽試験日程 男性 11月21日(日)、女性 11月22日(日)

▽試験会場 陸上自衛隊小倉駐屯地（小倉南区北方）

▽申し込み 自衛隊福岡地方協力本部芦屋地域事務所（航空自衛隊芦屋基地内 ☎223局0981）

お知らせ

高齢者生活応援商品券を受け取っていない人へ

芦屋町では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている高齢者（令和3年4月1日までに65歳以上になる人）を支援するため、



町内で使える商品券を配付しています。商品券は8月下旬から世帯ごとにゆうパックで発送しましたが、受け取られていない商品券は福祉課で保管しています。

対象者には案内文を送付していますので、受け取り方法などを確認のうえ、福祉課窓口で早めに受



たんぽぽコーナー

対象は、就学前の子どもと保護者です。

●問い合わせ 芦屋町子育て支援センター
「たんぽぽ」(☎221局2567)



※内容は変更・中止となる場合があります。
ホームページで確認してください。

11月の日曜開館日 1日・15日

♡にこにこ絵本

▷とき 11月5日(日)・午前10時45分～
11時15分

♡すくすく広場「どんぐり拾い」

▷とき 11月11日(日)・午前10時～11時

♡絵本タイム

▷とき 11月20日(日)・午前11時～11時
30分

♡育児相談

【離乳食の日】

栄養士による栄養指導と進め方相談

11月の相談日はありませんが、気になることがあれば、気軽に電話してください。

※次回は、12月14日(日)です。

【たんぽぽ相談】

保健師・栄養士による相談

▷とき 11月9日(日)・午前10時～正午

▷持ってくるもの あしやすくすくファイル
・母子健康手帳

※町外に住んでいる人も相談できます。

【ほほえみ相談】

小児専門の臨床心理士による相談

▷とき 11月10日(日)・午前10時～正午

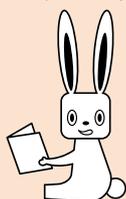
※予約は芦屋町に住んでいる人のみです。

みんな来てね、出前たんぽぽ広場

▷とき 11月18日(日)・午前10時～正午

▷ところ 山鹿公民館和室

※たんぽぽスタッフが絵本や
おもちゃを用意して待っ
ています。



け取りの手続きを行ってください。

▽問い合わせ 高齢者支援係(☎
223局3536)

筑前海区漁業調整委員会 委員選挙人名簿の縦覧

▽とき 10月20日(日)～11月3日(日)・

午前8時30分～午後5時

※土日祝日に縦覧を希望する人は、
事前に選挙管理委員会へ連絡し
てください。

▽ところ 役場4階・選挙管理委
員会室

▽問い合わせ 選挙管理委員会事
務局(住民係内)(☎223局3
531)

夜間飛行訓練を行います

平日昼間の訓練に加えて、次の
日程で夜間飛行訓練を行います。

【ジェット機】

▽とき 10月26日(日)・27日(日)の日
没から午後9時ごろまでの間(予
備日10月28日(日)、29日(日)、11月
4日(日)、5日(日)、9日(日)～12日(日))

※天候不良などにより、夜間飛行
訓練が実施できない状況が生じ
た場合は、翌日以降、順次繰り
下がることになり翌週になる場
合もあります(ただし、金曜日
は除く)。

【救難ヘリコプター・救難捜索機】

毎週月・火曜日の日没から午後
9時ごろまで行います。

▽問い合わせ 航空自衛隊芦屋基
地渉外室(☎223局0981
内線254)

中央公民館講座(2回連続講座) 明治維新の実像に迫るI

第1回く坂本龍馬伝の虚実く

土佐を脱藩した龍馬は、自由奔
放に活躍して、薩長同盟や大政奉
還を実現させたとのイメージで語
られ、絶大な人気を誇ります。

しかし、史料から見えてくる龍馬
の実像はかなり異なります。歴史は

どのように創られるのかという問題
も考えながら話します。

▽とき 11月8日(日)・午前10時～
正午(第2回は12月6日(日)の同
時刻)

▽ところ 中央公民館2階

▽参加費 無料

▽講師 一坂太郎さん(萩博物館
特別学芸員)

▽定員 30人(先着順)

▽申し込み 10月17日(日)から・午
前9時～午後5時に、中央公民
館(☎222局1681)へ

※第2回も同時に申し込みができ
ます。

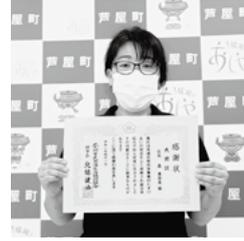
※月曜日は休館です。

お知らせ

交通災害共済

1 感謝状が贈呈されました

交通災害共済の加入者が前年度より5人以上、または10口以上、増えた自治区の区長には、共済本部から感謝状が贈呈されます。令和元年度は大君区の加入者が21人と口数が25口増え、大君区長の森真奈美さんに感謝状が贈呈されました。



2 継続手続きのお願い

交通災害共済

は、1口500円、1人3口まで加入でき、交通事故でけがをした時にけがの程度に応じて1口最大120万円の共済金が支給されます。前年度に加入していた人で、9月中旬に継続手続きが済んでいない人は、中途でも加入することができますので、早めに手続きに来てください。初めての人、1口500円からいつでも加入できます。この機会に



みんなのねんきん

年金生活者支援給付金制度

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。案内や事務手続きは日本年金機構（年金事務所）が行います。

▷対象

① 老齢基礎年金を受給している人

次の要件をすべて満たしている必要があります。

- 65歳以上である
- 世帯員全員の市町村民税が非課税となっている
- 年金収入額とそのほかの所得額の合計が約88万円以下である

② 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人

次の要件をすべて満たしている必要があります。

- 前年の所得額が約462万円以下である

▷請求の手続き

① 新たに年金生活者支援給付金を受け取る人

対象者には、日本年金機構から請求可能な旨のお知らせが10月中旬ごろから順次届きます。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）を記入して提出してください。

※令和3年2月1日までに請求手続きを完了すると、令和2年8月分からさかのぼって支給されます。

② 年金を受給しはじめる人

年金請求書に同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）を記入して、年金事務所または市区町村に提出してください。

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内に注意してください。

日本年金機構や厚生労働省から、電話で家族構成や口座番号・暗証番号を聞くことや、手数料などの金銭を求めることはありません。

▷問い合わせ

ねんきんダイヤル（☎ <0570> 05局1165）

八幡年金事務所（☎ 631局7962）



入ってみませんか。

▽問い合わせ 住民係 (☎2223局3531)

新婚世帯・子育て世帯 民間賃貸住宅家賃補助金申請

町内の民間賃貸住宅に居住する新婚世帯や、町外から転入した子育て世帯に、最長36カ月(3年間)で最大72万円を商工会商品券で交付します。



▽対象世帯 新婚世帯、子育て世帯
▽新婚世帯 平成29年4月1日以降に婚姻届を提出し、夫婦の合計年齢が80歳未満の夫婦を含む世帯。ただし、最初の補助金の交付申請日が、婚姻の届け出の日から1年以内であること
▽子育て世帯 平成29年4月1日以降に転入し、転入時点で6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもを含む世帯
▽対象住宅 町内の民間賃貸住宅
※ただし、町営住宅、所得制限外住宅、県営住宅、社宅、官舎、寮その他の給与住宅、借上げ

公共賃貸住宅、対象世帯の親族(新婚夫婦の2親等以内、子育て世帯の未就学児の3親等以内)が所有する住宅は除きます。

▽対象要件 居住する世帯全員の町税などの滞納がないこと。自治区に加入していること。世帯員のいずれかが、自己の居住のために所有者との間に賃貸借契約を締結し、家賃を支払っていること。生活保護法による住宅扶助、その他の公的制度による家賃補助を受けていないことなど
▽対象期間 最長36カ月(3年間)
※ただし、令和3年3月31日困までに婚姻の届け出をした人、転入者に限ります。

▽交付額 月額上限2万円
※勤務先からの住宅手当などを引いた家賃(管理費、共益費、駐車場使用料などを除く)の額に対し、月額上限2万円を最長36カ月(3年間)、芦屋町商工会が発行する商品券で年度分を一括交付します。
▽申込期間 11月2日(日)～30日(日)
※申請に必要な書類は、環境住宅課窓口を設置しています。また、町ホームページからダウンロードできます。
▽問い合わせ 住宅係 (☎2223局3540)

新型コロナウイルス感染症対策 経営相談窓口開設

新型コロナウイルス感染症対策に関する、中小・小規模事業者向けの経営相談窓口を開設しました。

各種助成金や給付金の申請支援、融資や経営などの相談を、中小企業診断士が受けています。

▽とき 12月22日(木)まで・午前10時～正午、午後1時～4時

※相談日は、芦屋町商工会ホームページに掲載しています。相談を希望する人は、事前に問い合わせてください。

▽ところ 芦屋町商工会
▽相談時間 1時間程度
▽費用 無料
▽申し込み・問い合わせ 芦屋町商工会 (☎2222局2111)

PCB使用安定器の 期限内処分をお願いします

PCB(ポリ塩化ビフェニル)使用安定器は令和3年3月31日までに処分が義務付けられています。PCB使用安定器は、昭和52年3月以前に建築された事業用建物や共同住宅(アパート、マンションなど)の照明器具や屋外灯に、使用されている恐れがあります。
※一般家庭用の蛍光灯などに、P

CB使用安定器が使用されたものはありません。

PCB使用安定器が使用された照明器具や屋外灯の所有者は、JESCO(中間貯蔵・環境安全事業株式会社)と処理委託契約を締結し、期限内に処分してください。

▽問い合わせ 福岡県環境部廃棄物対策課計画指導係(☎092-643局3363)



ごみの不法投棄をやめましょう

町内の環境を良くするため、パトロールなどさまざまな活動を行っています



が不法投棄の撲滅には至っていません。不法投棄は、法律で禁止されています。一人ひとりのマナーと協力で不法投棄をなくしましょう。
※不法投棄は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されており、違反した場合は罰則が科されます。
不法投棄を見かけたら触らずに、折尾警察署(☎691局0110)に通報してください。